



発行所  
青森県高等学校・障害児  
学校教職員組合  
青森市橋本1丁目2-25  
教育会館 017(734)7287  
編集発行人 酒田 孝  
購読料一部 20円は組合費  
の中に含む

今月の紙面

1～2面：教育長交渉  
3面：高教組新型コロナへの提言  
4面：全国集会報告



\* HPへはこちらから→

E メール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://aokokyoso.g2.xrea.com/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>

## ～統一要求書、県教育長交渉～

No image

①臨時講師の年金問題は一部改善に向けて協議中  
高教組・2014年度から2020年度まで臨時講師から新採用となつた人に全額支払っていた3月分の

2月2日、統一要求書によると  
した。高教組からは酒田委員長  
した。事前に提出した8項目に  
育長を中心にして県教委の考え方を確  
酒田委員長が「臨時教職員の待遇改  
しかし、社会の働き方改革の方針  
とも感じている。労働条件の面で  
若者の教員離れ、教員の質の  
労働条件改善のために前向きを  
挨拶しました。交渉の最後に教  
さんが青森県の教育を支えて  
やつていきたい」としました。

臨時講師年金を返金！新採用者へは拒否

冒頭のあいさつをする酒田委員長（中央）と高教組四役

高教組…2020年3月分の臨時講師に全額支払われた国民年金を本人に返還し、厚生年金を労使折半でかけなおすこと。

厚生労働省に問い合わせや確認をしており、それを踏まえて「年金事務所は、この県教委の対応を認めていない。平成26年1月通知どおりになぜ継続にできないのか。これは通知違反である。」と強く迫りました。県教委職員福利課長は「平成25年当時の文書は、職員福利課のものである。その文書の性格は、年金事務所

「したことか?」なぜ対応が分かれたのか?」との質問に、  
対し、教育長は「平成25年度に年金事務所と協議し、  
臨時講師→正規採用教諭は、社会保険が継続し得ない、  
と確認している。その状況が今も変わっていない。」  
としました。高教組は、これまでの青森年金事務所、

金事務所と協議して決定したものではないことから、令和2年3月末に空白期間があり、4月から再度臨時の任用職員として任用され職員については、社会保険被保険者資格を継続扱いとすることができるよう、関係機関と協議します。

務時間管理をすべての学校で実施すること。

## ②ICカード全校導入と副業の一元管理を明言

年度末にタブレットが数クラス分納入される。さらには来年度は数百台が納入される。およそ台のタブレットを箱から出す、考えるだけでも具合が悪くなりそうだ。保管場所や充電用電源も考えなければならぬ▼学校内に無線環境も整えているようだが、クラス一齊にタブレットを使用しても全タブレットがスマートにデータを送受信して、スマートに授業を行えるとは思えない。家庭で授業が受けられるようにといふことか。濃厚な接触者と判定されて登校でききない場合は家から授業をタブレットで観ることはできるかもしれない。教室で授業を映すカメラが必要で、そのカメラで黒板全体を見渡すことができるだろうか?▼家庭でタブレットに触れることもない生徒もいるだろう。いいこともあらうが、課題解決は現場でご自由にということだろうか。そういう技術と知識を持つた教職員が各学校に必要になるが、そんなにいるのだろうか?(ギスケ)

ICカードの導入について再度確認すると、令和3年にはICカードの活用を徐々に広げ、令和4年には全校に入れて、統合型校務支援システムと連動させるようになっており、実施に向けて準備を進めていると答えました。また、勤務時

方、自己申告によらない客観的な勤務時間管理システムを構築するため、浪岡高校及び北斗高校の2校においてタイムカード（ICカード）による職員の勤務時間管理を試行し、両校での試行の結果、職員の負担の軽減、記録の正確性の確保及び職員の適正な健康管理に関して効果があつたとの報告があつたことから、今後、県立学校に導入する統合型校務支援システムの活用により、勤務時間管理を令和4年度から本稼働できよう準備を進めます。

銳く迫る逢坂書記長

間の取り扱いについては、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定を受け、「P.T.A.主催とされる土曜日講習や模擬テスト監督も労働時間として通算して管理する必要がある」とする高教組の指摘に対し、教育長は「改正の通知があつたのでやつていくことになる。令和3年度からすぐにとは言えないが、副業として、一元管理する方向で考えている。」と答えました。より正確な勤務時間把握ができることを期待しています。

③土日の部活動引率の規定作成には慎重な姿勢。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定を受け、「PTA主催とされる土曜日講習や模擬テスト監督も労働時間として通算して管理する必要がある」とする高教組の指摘に対し、教育長は「改正の通知があつたのでやっていくことになる。令和3年度からすぐには言えないが、副業として、一元管理する方向で考へている。」と答えました。より正確な勤務時間把握ができることを期待しています。

は「事故になつた場合の心配をするのは共通です」としました。高教組からさらには新聞報道をもとに土日部活引率の交通費と公務旅行、旅費の発生、勤務時間等の関係も確認しました。

する等の対応をとった上で行うことは考えられるところです。

規定づくりについて、県教委は否定的な見解を示しており、教頭研修会で示しているとしました。過失については、担当が「そうな

ある場合には、万一のこと  
を想定して、①行程の計画  
を策定し、保護者の同意を  
得る、②賠償保険に入る、  
③行程の計画を校長に提出

答弁する和嶋教育長（中央）

#### ④条例化よりも「働き方改革プラン」の実現を!

の範囲外。週休日に旅行を命じることはできない。したがつて旅費の支給はできないというのが今の制度。県によって差がある。今後動きがあれば注視していくたい」としました。

挙がつては働き方改革を進めます。今後も導入されると、なじみます。

單をすすめる  
ない状況。まざ  
と。条例化され  
崩し的に現場に  
恐れがあるの

種とはされていないことがあります。これまで支給対象外の職として扱つてまいりましたが、任用の実態を踏まえ、その取り扱いの見直しを検討してまいりたいと考えています。

道、徳島県で「1年単位の変形労働時間制」を可能とする条例が制定されました。この回答を受け「青森県はまだということで、働き方プランの実施を進め、条例制定に行かないよう貢いてもらいたい」と再度要請すると、教育長は「市町村委員会でやりたいと手が

る時間外勤務時間の上限を  
順守するなど様々な前提条件を満たす必要がある。県教育員会としては、まず、「学校における働き方改革プラン」による取り組みを推進することにより、時間外勤務時間の縮減を図っていきたい。

導入を可能とする条例制定  
をしないこと

⑤臨時実習講師、臨時事務への赴任旅費を検討！

「挙がつていい状況。まず  
は働き方改革をすすめる」  
と答えました。条例化され  
ると、なし崩し的に現場に  
導入される恐れがあるの  
で、今後も導入阻止の動き  
を進めます。

種とはされていないことが  
ら、これまで支給対象外の  
職として扱つてまいりま  
たが、任用の実態を踏ま  
え、その取り扱いの見直し  
を検討してまいりたいと考  
えていきます。

補正予算に  
ての感染症  
支援位置づけ

## 高校改革、学校配置シミュレーション追加例示

いました。  
**レシヨン追加例示**  
県教育委員会は、青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第3回）の日程を公表しました。また2月3日には学校配置シミュレーションを新たに2例、追加提示しました。統廃合関係では下北地区で田名部高校と大湊高校の統合校を新設する想定を示しました。上北地区では、普通科などの各校で中核的役割を果たす「重点校」に三沢高校を追加する例を提示しました。



オンライン  
集会に参加

集まれなくとも、つながって語り合おう！

例年であれば1月になると、全国の仲間と集まつて学び合い、語り合いの機会があるのですが、今年度は新型コロナ感染拡大を受け、オンラインでの開催となりました。「集まれなくともつながろう」を上げて、全国の仲間と学び、語り合いました。

～全国障害児学級&学校  
学習交流集会～

1月10～11日に開催されました。全国から800名が参加しました。10日は全体会でした。大雪の影響もありましたが、県教育会館で行われた全体会観聴会に2名が参加しました。

全体会は記念講演とリレートークでした。記念講演は岐阜大学の別府哲先生の「子どもの心を理解する」でした。障害特性と子ども理解、子どもが抱える悲しさ苦しさを聞き取る、触れることなどの話でした。障害格に向き合うことや、「甘肃の「理解の必要性を感じました。リレートークは、医療関係者、放課後デイサービス関係者、保護者から、コロナ禍での対応や現状についての話がありました。どの話も参考になり、特に放課後デイサービスの話は、学校との関係を考える上でも参考になりました。

小学校障害児学級の分科会では大阪府からは医療的ケア児の「やりたい」という気持ちを大切にした実践、京都府からは発達差が大きい集団での算数指導の実践についてレポート発表がありました。まとめで「生きる力」は、「人として生

きる力」であるとし、そのため課題を解決する力や人との関わり方を子どもたちは学んでいるとあります。その点においては支援学級も同じで、地域一体となつて教育に携わっていくことが大切なのだとと思いました。

アップ型の健康被害防止策が有効としました。それぞれの職員のリスクレベルに応じてリスク低減措置を取り、校長は職場での安全配慮義務を履行し、教育委員会は教員の人員増、適正配置に取り組むという流れの防止策をとることの必要性を

る取り組み」の二つの報告を聞き、全国の組織と情報交換を行いました。北海道徳島県で1年間の変形労働制の条例が全く議論されずに導入されたことは大問題であり、子どもたちの権利を守るために、私たち教職員の権利がきちんと守ら

◎ 生權討論集會

全国から108名が参加しました。まず、全教顧問弁護士団の佐久間大輔弁護士から、「認定基準の改定による補償の拡充と長時間労働の是正による疾患の予防」と題して講演がありました。さらに、全労連事務局長の黒澤幸一さんから、「コロナ危機を乗り越えるため、今こそ官民一体となつた社会的賃金闘争の推進を」と題した講演を聞きました。佐久間さんの講演概要を紹介します。

佐久間講演

労災の認定基準が20年ぶりに改定されることとともに、なって、熊本県でおきた小学校教師の労災逆転勝訴の事例を解説しました。過労死ラインの認定基準では残業で睡眠時間が削られることがポイントであり、さら

いうことでした。熊本の事例では、当初労災認定されなかつた部分が、持ち帰り残業による睡眠時間の減少や土日の部活動指導により休憩時間が減少したことが疲労の回復を遅らせる要因になつたと結論付けていました。司法の判断で、労働の質も加味されていくことの重要性が明らかになつたのです。職場からはボトム

No image

女性部委員会

2日目は二つの分散会に分かれて、「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないたたかい、「会計年度任用職員の雇用と権利を守る女性部委員会」1月12日、全国から50名以上の教職員が参加しました。核兵器のない世界の実現のための署名活動などの平和的な社会を求める運動や、子どもの豊かな成長・発達を保障する取り組み、ジェンダー平等の実現をめざす取り組みなどについて提案されました。

討論では、教育委員会との女性部専門部交渉の内容が発表されました。多くの組織で、不妊治療休暇の設定、妊娠判明時点で代替講師を「先読み加配」としての配置すること、子ども看護休暇や介護休暇の拡充に

みだと思いました。  
私達が現在、当たり前に享受している産前・産後休暇や育児休業などの権利は、先輩組合員の地道な努力と交渉の成果であるのだと改めて実感し、女性に限らず全ての教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、今後もこの活動を続けて行くことが必要であると感じました。

女性部委員会

1月12日、全国から50名以上の教職員が参加しました。核兵器のない世界の実現のための署名活動などの平和的な社会を求める運動や、子どもの豊かな成長・

各県の取り組みで印象に残っているのは、「育休復帰応援カフェ」の取り組みで、

分かれました。交渉以外の関して要求していることが